

クーリング・オフ一覧表

取引内容（根拠条文）	適用対象	期間
訪問販売 （特定商取引法 9 条）	店舗外での、販売業者による商品・権利・役務の契約 （キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）	8 日間
電話勧誘販売 （特定商取引法 24 条）	販売業者からの電話での勧誘による、電話・郵便等での商品・権利・役務の契約	8 日間
連鎖販売取引（マルチ商法） （特定商取引法 40 条）	連鎖販売による特定利益を収受しうることをもって誘引し、特定負担を伴う、商品・役務の取引 店舗契約を含む	20 日間
継続的役務提供契約 （特定商取引法 48 条）	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師の継続的役務提供契約 店舗契約を含む	8 日間
訪問購入 （特定商取引法 58 条の 14）	消費者の自宅等を訪問し、商品の買い取りを行う、いわゆる押し買い	8 日間
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法） （特定商取引法 58 条）	業務提供利益を収受し得ることをもって誘引し、特定負担を伴う、商品・役務の取引 店舗契約を含む	20 日間
クレジット契約 （割賦販売法 4 条の 4、29 条の 4、30 条の 6）	店舗外での、販売業者による、自社割賦販売、割賦購入あつせん、ローン提携販売の方法による指定商品・権利・役務のクレジット契約	8 日間
宅地・建物取引 （宅地建物取引業法 37 条の 2）	店舗外での、宅地建物取引業者による、自ら売主となる宅地・建物の売買宅地建物の売買契約	8 日間
商品預託取引（現物まがい商法） （特定商品預託取引法 8 条）	3 か月以上の期間にわたり指定商品について預託を受け、財産上の利益を供与する取引 店舗契約を含む	14 日間
投資顧問契約 （金融商品取引法 37 条の 6）	投資顧問業者による投資顧問契約 店舗契約を含む	10 日間
ゴルフ会員権契約 （ゴルフ会員権契約法 12 条）	ゴルフ会長権・スポーツレジャー会員権（50 万円以上）の新規販売契約 店舗契約を含む	8 日間
不動産特定共同事業契約 （不動産特定共同事業法 26 条）	不動産特定共同事業者による不動産の賃貸・売買等の事業のための出資及び収益を分配する契約 店舗契約を含む	8 日間
生命・損害保険契約 （保険業法 309 条）	店舗外での、保険会社との契約期間 1 年を超える生命保険・損害保険契約	8 日間

<商 品>

1	※動物及び植物の加工品でいわゆる「健康食品」等と呼ばれているもの（医薬品を除く）
2	犬、猫、熱帯魚等鑑賞用動物
3	盆栽、鉢植えの草花等鑑賞用植物（切花、切株、種苗を除く）
4	障子、雨戸、門扉等建具
5	手編み毛糸、手芸糸
6	※不織布、※織物（幅13cm以上）
7	真珠、貴石、半貴石
8	金、銀、白金等貴金属
9	太陽光発電装置
10	ペンチ、ドライバー等作業工具、電気ドリル、電気のこぎり等電動工具
11	家庭用ミシン、手編み機械
12	ぜんまい式タイマー、家庭用ばね式指示はかり、血圧計
13	時計
14	望遠鏡、双眼鏡、生物顕微鏡
15	写真機械器具
16	映画機械器具、映画用フィルム（8mm用のみ）
17	複写機、ワードプロセッサ
18	乗車用ヘルメット等安全帽子、繊維製避難はしご、避難ロープ、消火器、消火器用消火薬剤
19	ガス漏れ警報機、防犯警報機
20	はさみ、ナイフ、包丁等利器、のみ、かんな、のこぎり等工匠具
21	ラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、エアコンディショナー、照明器具、漏電遮断器、電圧調整器
22	電話機、インターホン、ファクシミリ装置、携帯用非常無線装置、アマチュア無線用機器
23	超音波を用いたねずみ等の有害動物駆除装置
24	電子式卓上計算機、電子計算機とその部品、付属品
25	乗用自動車及び自動二輪車（原動機付自転車を含む）とその部品、付属品
26	自転車とその部品、付属品
27	ショッピングカート、歩行補助車
28	れんが、かわら、コンクリートブロック、屋根用パネル、壁用パネル等建築用パネル
29	眼鏡とその部品、付属品、補聴器
30	家庭用医療用吸入器、電気治療器、バイブレーター、指圧代用器、温きゅう器、磁気治療器、医療用物質生成器、近視眼矯正器
31	※コンドーム、※生理用品、家庭用医療用洗浄器
32	※防虫剤、※殺虫剤、※防臭剤、※脱臭剤（医薬品を除く）、かび防止剤、防湿剤
33	※化粧品、※毛髪用剤、※石けん（医薬品を除く）、※浴用剤、※合成洗剤、※洗浄剤、※つや出し剤、※ワックス、※靴クリーム、※歯ブラシ
34	衣服
35	ネクタイ、マフラー、ハンドバッグ、かばん、傘、つえ、サングラス（視力補正用を除く）等

	身の回り品、指輪、ネックレス、カフスボタンその他の装身具、喫煙具、化粧用具
36	※履物
37	床敷物、カーテン、寝具、テーブル掛け、タオル等家庭用繊維製品、※壁紙
38	家具、ついで、びょうぶ、傘立て、金庫、ロッカー等装備品、家庭用洗濯用具、屋内装飾品等家庭用装置品
39	ストーブ、温風機等暖房用具、レンジ、天火、こんろ等料理用具、湯沸器（電気加熱式を除く）、太陽熱利用冷温熱装置、バーナー（除草に使えるもの）
40	浴槽、台所流し、便器、浄化槽、焼却炉等衛生用器具、設備とこれらの部品、付属品
41	融雪機、家庭用融雪設備
42	なべ、かま、湯沸かし等台所用具、食卓用刀、食器、魔法瓶等食卓用具
43	囲碁用具、将棋用具等室内娯楽用具
44	おもちゃ、人形
45	釣漁具、テント、運動用具
46	滑り台、ぶらんこ、鉄棒、子供用車両
47	新聞紙（株式会社または有限会社の発行するものに限る）、雑誌、書籍、地図
48	地球儀、写真（印刷したものを含む）、書画、版画の複製品
49	磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁氣的または光学的方法で音、影像、プログラムを記録した物
50	シャープペンシル、万年筆、ボールペン、インクスタンド、定規等事務用品、印章、印肉、アルバム、絵画用品
51	楽器
52	かつら
53	神棚、仏壇、仏具、祭壇、祭具
54	砂利、庭石、墓石等石材製品
55	絵画、彫刻等美術工芸品、メダル等収集品

<権 利>

1	保養施設、スポーツ施設を利用する権利
2	映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、又は観覧する権利
3	語学の教授を受ける権利

<役務>

1	庭の改良
2	物品の貸与 家庭用ミシン、複写機、ワードプロセッサ、消火器、家庭用医療用洗浄器、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷房機等家庭用電気機械器具、電圧調整器、電話機、

	ファクシミリ装置、電子計算機、家庭用電気治療器、磁気治療器、近視眼矯正器、衣服、寝具、浄水器、楽器
3	保養施設、スポーツ施設の利用
4	住居、電気冷房機、換気扇、床敷物、布団、太陽熱利用冷温熱装置、ふろがま、浴槽排水管の清掃
5	人の皮膚を清潔・美化し、体型を整え、または体重を減ずるための施術を行うこと（美顔、除毛、痩身、姿勢矯正、減量等）
6	墓地、納骨堂の使用
7	眼鏡、かつらの調整、衣服の仕立て
8	物品の取り付け、設置 障子、雨戸、門扉等建具、太陽光発電装置、家庭用医療用洗浄器、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷房機等家庭用電気機械器具、照明器具、漏電遮断機、電圧調整器、電話機、インターホン、ファクシミリ装置、アマチュア無線用機器、れんが、かわら、コンクリートブロック、屋根用パネル、壁用パネル等建築用パネル、浴槽、台所流し、便器、浄化槽、焼却炉等衛生用器具・設備、融雪機、家庭用融雪設備
9	結婚、交際希望者への異性の紹介
10	易断を行うこと
11	映画、演劇、音楽、スポーツ、写真、絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞、観覧
12	家屋、門、塀、太陽光発電装置、家庭用ミシン、換気扇、履物、畳、布団、太陽熱利用冷温熱装置の修繕、改良
13	プログラムを電子計算機に備えられたファイルに記録
14	名簿、人名録、その他の書籍、新聞、雑誌に氏名、経歴、個人情報掲載、記録。これら当該情報の訂正、追加、削除、提供
15	家屋での有害動物、有害植物の防除
16	住宅への入居申し込み手続きの代行
17	技芸、知識の教授

※印がついている指定消耗品は、使用・消費したものはクーリング・オフができなくなります。ただし、契約書面に説明（消耗品の特則）が記載されていないときは、クーリング・オフができます。